

改正	昭和52年10月1日条例第28号 昭和55年4月1日条例第9号 昭和63年3月15日条例第18号 平成4年3月12日条例第27号 〔題名改正〕 平成6年3月14日条例第11号 平成8年3月13日条例第9号 平成10年3月12日条例第18号 平成13年3月13日条例第36号 平成15年10月1日条例第68号 平成26年9月30日条例第33号	昭和54年3月23日条例第5号 昭和60年3月28日条例第9号 平成2年3月14日条例第12号 平成5年3月12日条例第10号 平成7年3月10日条例第9号 平成9年3月12日条例第20号 平成11年3月11日条例第11号 平成14年3月13日条例第20号 平成19年3月14日条例第22号 平成28年6月24日条例第35号
----	--	---

(目的)

第1条 この条例は、女性に対して女性福祉資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与することを目的とする。
一部改正〔平成4年条例27号〕

(定義)

第2条 この条例において、「配偶者のない女子」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの
- (2) 離婚した女子であって、現に婚姻をしていないもの
- (3) 配偶者の生死が明らかでない女子
- (4) 配偶者から遺棄されている女子
- (5) 配偶者が海外にあるため、又は長期にわたって療養を要する状態にあるため、その他区長がこれらに準ずると認められた事情にあるため事実上その扶養を受けることができない女子
- (6) 婚姻をしたことのない女子

一部改正〔昭和54年条例5号〕

(借受けの資格)

第3条 資金の貸付けを受けることができる女性(以下「女性」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者のない女子で、現に引き続き6月以上東京都の区域内に居住し、かつ、世田谷区の区域内に住所を有する25歳以上の者(直系の親族又は兄弟姉妹を扶養していない者で、その収入が規則で定める収入基準を超えるものを除く。)
 - (2) 世田谷区の区域内に居住している女子で、行動又は環境に照らし、援護及び指導を必要とすると区長が認められた者
- 2 前項の規定にかかわらず、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条第1項に規定する母子福祉資金その他の資金と同種の貸付金を借り受けることができる者は、資金の貸付けを受けることができないものとする。ただし、区長が特に貸付けの必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、25歳未満の者であっても、配偶者のない女子で、現に引き続き6月以上東京都の区域内に居住し、かつ、世田谷区の区域内に住所を有し、直系の親族又は兄弟姉妹を扶養しているものは、区長が特に貸付けの必要があると認めるときは、資金の貸付けを受けることができる。

一部改正〔昭和54年条例5号・平成4年27号・26年33号〕

(資金の種類)

第4条 資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 事業開始資金 女性が事業を開始するのに必要な資金
- (2) 事業継続資金 女性が事業を継続するのに必要な資金
- (3) 技能習得資金 女性又は女性が扶養している子（孫その他の直系卑属を含む。以下同じ。）が、事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- (4) 就職支度資金 女性又は女性が扶養している子の就職に際し必要な資金
- (5) 住宅資金 女性とその居住する住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金（住宅を建設し、又は購入する場合にあっては、当該住宅の用に供する土地又は借地権を取得するのに必要な資金を含む。）
- (6) 転宅資金 女性が住居を移転するために必要な資金
- (7) 療養資金 女性又は女性が扶養している子が医療を受けるのに必要な資金
- (8) 生活資金 女性が技能習得資金の貸付けを受けて知識技能を習得している期間、療養資金の貸付けを受けて医療を受けている期間又は失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金
- (9) 結婚資金 女性又は女性が扶養している子の婚姻に際し必要な資金
- (10) 修学資金 女性又は女性が扶養している子が高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金
- (11) 就学支度資金 女性又は女性が扶養している子の高等学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）以外の法律の規定に基づき特別の教育を行う施設を含む。以下同じ。）への入学に際し必要な資金及び特に経済的に困難な事情にある女性又は女性が扶養している子の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）への入学に際し必要な資金
一部改正〔昭和52年条例28号・54年5号・平成2年12号・4年27号・6年11号・13年36号・14年20号・19年22号・28年35号〕

（貸付けの限度額等）

第5条 資金の貸付けの限度額、据置期間及び償還期限は、別表のとおりとする。

一部改正〔昭和54年条例5号〕

（貸付けの限度額及び据置期間の特例）

第6条 前条の規定にかかわらず、女性又は女性が扶養している子について18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）

第7条第3号ただし書に規定する児童扶養手当その他厚生労働大臣の定める給付を受けることができなくなったときは、技能習得資金又は高等学校、高等専門学校若しくは専修学校への就学に係る修学資金の貸付けの限度額は、その貸付けを受けることができる期間中別表に規定する額に同号ただし書の規定により加算することとされる額を加算した額とする。

2 事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金であって、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害を受けた日から1年以内に貸し付けられるものについては、前条の規定にかかわらず、その据置期間を貸付けの日から2年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて規則で定める期間を延長することができる。

一部改正〔昭和54年条例5号・平成2年12号・4年27号・8年9号・13年36号・15年68号・26年33号〕

（貸付利率）

第7条 事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、療養資金、生活資金（失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金を除く。）、修学資金及び就学支度資金は、無利子とし、その他の資金については、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を年3パーセントを超えない範囲で規則で定める割合とする。

2 前項に規定する年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。

一部改正〔昭和54年条例5号・平成8年9号・11年11号・14年20号〕

（貸付けの申請）

第8条 資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てて、区長に申請しなければならない。

(連帯債務を負担する借主)

第9条 女性が扶養している子に係る技能習得資金、就職支度資金、療養資金、結婚資金、修学資金又は就学支度資金の貸付けについては、当該資金の貸付けにより知識技能を習得し、就職し、療養を受け、婚姻し、修学し、又は入学する者は、当該貸付金の連帯債務を負担する者(以下「連帯借主」という。)として加わらなければならない。

2 技能習得資金又は修学資金の連帯借主は、知識技能の習得又は修学の中途において当該資金の貸付けを受けている者が死亡したとき、又は第13条第1項第1号若しくは第3号の規定に該当する事由が生じたため当該資金の貸付けを打ち切られたときは、第3条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより区長に申請し、その知識技能の習得又は修学を終了するまでの間、当該資金の貸付けを受けることができる。

一部改正〔昭和54年条例5号・平成4年27号〕

(貸付けの決定及び通知)

第10条 区長は、第8条又は前条第2項の申請があったときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その旨を申請者に通知する。

一部改正〔昭和54年条例5号〕

(貸付金の交付)

第11条 技能習得資金、生活資金及び修学資金(以下「月額資金」という。)の貸付金は、各月のはじめに、当月分を交付するものとする。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、数月分をあわせてあらかじめ交付することができる。

一部改正〔昭和54年条例5号〕

(貸付金の交付の停止及び減額)

第12条 区長は、月額資金の貸付けにより知識技能を習得している者又は修学している者が休学したときは、その休学をはじめた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの間、当該資金の貸付金の交付を停止し、又はその額を減額することができる。

一部改正〔昭和54年条例5号〕

(貸付けの打ち切り)

第13条 区長は、現に月額資金の貸付けを受けている者について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月から、その貸付けを打ち切るものとする。

- (1) 月額資金の貸付けを受けている者が、第3条に規定する借受けの資格を有しなくなったとき。
- (2) 月額資金の貸付けにより知識技能を習得している者又は修学している者が死亡し、又は知識技能の習得をやめ、若しくは修学をやめたとき。
- (3) 技能習得資金又は修学資金の貸付けを受けている者が、その貸付けにより知識技能を習得している者又は修学している者を扶養しなくなったとき。
- (4) 生活資金(失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金に限る。)の貸付けを受けている者が、失業者でなくなったとき。

2 区長は、前項に規定する場合のほか、現に月額資金の貸付けを受けている者が、次の各号の一に該当するときは、将来に向けて当該資金の貸付けを打ち切るものとする。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により貸付けを受けたとき。
- (3) 貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

一部改正〔昭和54年条例5号・平成14年20号〕

(貸付けが打ち切られた場合の据置期間)

第14条 前条の規定により資金の貸付けが打ち切られた場合におけるすでに貸し付けられた貸付金に係る据置期間は、第5条の規定にかかわらず、その貸付けが打ち切られた日の翌日から起算して6月を経過する日までとする。

一部改正〔昭和54年条例5号〕

(届出事項)

第15条 資金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が、次の各号の一に該当するときは、

借受者又は連帯借主若しくは保証人は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。連帯借主又は保証人が第1号又は第2号に該当したときは、同様とする。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 死亡し、又は所在不明となったとき。
- (3) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。
- (4) 前各号に定める場合のほか、規則で定める事由が生じたとき。

一部改正〔昭和54年条例5号〕

(償還方法)

第16条 貸付金の償還は、年賦、半年賦又は月賦による元利均等償還の方法によるものとする。ただし、借受者はいつでも繰上償還することができる。

一部改正〔昭和54年条例5号〕

(一時償還)

第17条 区長は、借受者が次の各号の一に該当するときは、償還期日前であっても、直ちに元利金の全部又は一部を償還させることができる。

- (1) 第13条第2項第1号又は第2号のいずれかの規定に該当したとき。
- (2) 第15条に規定する届出を怠ったとき。
- (3) 故意に償還金の支払を怠ったとき。

一部改正〔昭和54年条例5号〕

(延滞利子)

第18条 区長は、借受者が償還期日(前条の規定により一時償還する場合は、当該一時償還すべき期日とする。以下本条において同じ。)までに支払うべき元利金を支払わなかったときは、当該元利金の額につき、年10.75パーセントを超えない範囲で規則で定める割合をもって、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 第7条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

一部改正〔平成11年条例11号〕

(貸付金の償還猶予)

第19条 区長は、次の各号に掲げる場合は、借受者に対し、貸付金の償還を猶予することができる。ただし、第1号に掲げる場合において、当該貸付金に係る連帯借主がある場合におけるその連帯借主が、償還期日に当該貸付金を償還できると認められるときは、この限りでない。

- (1) 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借受者が償還期日までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるとき。
- (2) 修学資金又は就学支度資金に係る貸付金の償還期日において、当該資金の貸付けにより修学し、又は入学した者が、中学校、高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校において修学し、又は技能習得資金の貸付けにより知識技能を習得しているとき。

2 前項の規定により貸付金の償還が猶予された場合における当該猶予された部分の貸付金は、その猶予された期間は、無利子とする。

一部改正〔昭和54年条例5号・平成2年12号〕

(貸付金の償還免除)

第20条 区長は、借受者が死亡した場合、精神又は身体に著しい障害を受けた場合その他特別の事情により貸付金を償還することができなくなったと認めるときは、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、当該貸付金に係る連帯借主がある場合におけるその連帯借主が、当該貸付金の償還未済額を償還できると認められるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和54年条例5号〕

(借受者に対する指導)

第21条 区長は、資金の貸付けの目的を達成するため、借受者に対し、その相談に応じ、適切な指導を行うものとする。

(委任)

第22条 第3条第1項、第6条、第7条第1項、第8条、第9条第2項、第15条第4号及び第18条第

1 項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和54年条例5号・平成11年11号・26年33号〕

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前に東京都婦人福祉資金貸付条例(昭和45年東京都条例第30号)により東京都知事が行った決定その他の行為又は東京都知事に対して行っている申請その他の行為は、この条例により区長が行った決定その他の行為又は区長に対して行った申請その他の行為とみなす。

(譲与債権に関する取扱い)

3 特別区に対する事務事業の移管に伴う債権の譲与に関する条例(昭和40年東京都条例第21号)により東京都から譲与を受けた東京都婦人福祉資金貸付金の償還金債権及び延滞金債権に関する取扱いについては、この条例により貸付けた資金の例による。

追加〔昭和52年条例28号〕、一部改正〔昭和54年条例5号〕

付 則(昭和52年10月1日条例第28号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都世田谷区婦人福祉資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に申し込む貸付けから適用し、同日前に申し込んだ貸付けについては、なお従前の例による。

付 則(昭和54年3月23日条例第5号)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都世田谷区婦人福祉資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に申し込む貸付けから適用し、同日前に申し込んだ貸付けについては、なお従前の例による。

付 則(昭和55年4月1日条例第9号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都世田谷区婦人福祉資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に申し込む貸付けから適用し、同日前に申し込んだ貸付けについては、なお従前の例による。

付 則(昭和60年3月28日条例第9号)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都世田谷区婦人福祉資金貸付条例の規定は、昭和60年4月1日以後に貸付けの申込みをした者について適用し、同日前に貸付けの申込みをした者については、なお従前の例による。

付 則(昭和63年3月15日条例第18号)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都世田谷区婦人福祉資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申込みをした者について適用し、同日前に貸付けの申込みをした者については、なお従前の例による。

付 則(平成2年3月14日条例第12号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月12日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月12日条例第10号)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の世田谷区女性福祉資金貸付条例の規定は、平成5年4月1日以後に貸付けの申込みをした者について適用し、同日前に貸付けの申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月14日条例第11号)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の世田谷区女性福祉資金貸付条例の規定は、平成6年4月1日以後に貸付けの申込みをした者について適用し、同日前に貸付けの申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 3 月 10 日 条例第 9 号）

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区女性福祉資金貸付条例の規定は、平成 7 年 4 月 1 日以後に貸付けの申込みをした者について適用し、同日前に貸付けの申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 3 月 13 日 条例第 9 号）

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条及び別表備考の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 7 条及び別表の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以後に貸付けの申込みをした者について適用し、同日前に貸付けの申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 12 日 条例第 20 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区女性福祉資金貸付条例の規定は、平成 9 年 4 月 1 日以後に貸付けの申込みをした者について適用し、同日前に貸付けの申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 3 月 12 日 条例第 18 号）

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区女性福祉資金貸付条例の規定は、平成 10 年 4 月 1 日以後に貸付けの申込みをした者について適用し、同日前に貸付けの申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 3 月 11 日 条例第 11 号）

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区女性福祉資金貸付条例の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後に貸付けの申込みをした者について適用し、同日前に貸付けの申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 3 月 13 日 条例第 36 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 4 条第 10 号及び第 11 号の規定は、平成 13 年 4 月 1 日以後に修学又は入学する女性又は女性が扶養している子について適用し、同日前に修学又は入学した女性又は女性が扶養している子については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 3 月 13 日 条例第 20 号）

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区女性福祉資金貸付条例の規定は、平成 14 年 4 月 1 日以後に貸付けの申込みをした者について適用し、同日前に貸付けの申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 10 月 1 日 条例第 68 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 14 日 条例第 22 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日 条例第 33 号）

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 24 日 条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

資金の種類	限度額	据置期間	償還期限
事業開始資金	2,820,000円	貸付けの日から 1 年間	据置期間経過後 7 年以内
事業継続資金	1 回につき 1,410,000円	貸付けの日から 6	据置期間経過後

		月間	7年以内
技能習得資金	知識技能を習得する期間中3年を超えない範囲内において 月額 50,000円	知識技能を習得する期間が満了して後6月を経過するまで	据置期間経過後10年以内
就職支度資金	100,000円 (通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合 310,000円)	貸付けの日から1年間	据置期間経過後6年以内
住宅資金	1回につき 1,500,000円 (特に必要と認められる場合 2,000,000円)	貸付けの日から6月間	据置期間経過後6年以内 〔特に必要と認められる場合 据置期間経過後7年以内〕
転宅資金	1回につき 260,000円	貸付けの日から6月間	据置期間経過後3年以内
療養資金	250,000円 (特に必要と認められる場合 430,000円)	医療を受ける期間が満了して後6月を経過するまで	据置期間経過後5年以内
生活資金	技能習得資金の貸付けを受けて知識技能を習得している期間、療養資金の貸付けを受けて医療を受けている期間又は失業している期間のうち離職の日から1年を超えない範囲内の期間(以下「失業貸付期間」という。)中 月額 103,000円	知識技能を習得する期間が満了して後6月を経過するまで	措置期間経過後10年以内
		医療を受ける期間が満了して後6月を経過するまで 失業貸付期間が満了して後6月を経過するまで	措置期間経過後5年以内
結婚資金	婚姻する者1人につき 300,000円	貸付けの日から6月間	据置期間経過後5年以内
修学資金	1 国立又は公立の高等学校に就学する期間中 月額 31,500円 2 私立の高等学校に就学する期間中 月額 49,500円 3 国立又は公立の高等専門学校に就学する期間中 月額 66,000円 4 私立の高等専門学校に就学する期間中 月額 84,000円 5 国立又は公立の短期大学に就学する期間中 月額 69,000円 6 私立の短期大学に就学する期間	修学する期間が満了して後六月を経過するまで	据置期間経過後20年以内

	<p>中</p> <p>月額 82,500円</p> <p>7 国立又は公立の大学に就学する期間中</p> <p>月額 69,000円</p> <p>8 私立の大学に就学する期間中</p> <p>月額 88,500円</p> <p>9 国立又は公立の専修学校の高等課程に就学する期間中</p> <p>月額 31,500円</p> <p>10 私立の専修学校の高等課程に就学する期間中</p> <p>月額 49,500円</p> <p>11 国立又は公立の専修学校の専門課程に就学する期間中</p> <p>月額 69,000円</p> <p>12 私立の専修学校の専門課程に就学する期間中</p> <p>月額 82,500円</p> <p>13 専修学校の一般課程に就学する期間中</p> <p>月額 40,500円</p>		
就学支度資金	<p>1 小学校に入学する場合</p> <p>39,200円</p> <p>2 中学校に入学する場合</p> <p>45,800円</p> <p>3 高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校に入学する場合(次号から第6号までに定める場合を除く。)</p> <p>100,000円</p> <p>4 私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程へ入学する場合</p> <p>240,000円</p> <p>5 国立若しくは公立の大学、短期大学又は専修学校の専門課程へ入学する場合</p> <p>380,000円</p> <p>6 私立の大学、短期大学又は専修学校の専門課程へ入学する場合</p> <p>390,000円</p>	<p>当該借受けに係る学校における修学(小学校に入学するとき借り受けた者にあつては、中学校における修学)する期間が満了した後(その者が死亡し、又は修学することをやめたときは、その死亡し、又はやめた後)6月を経過するまで</p>	<p>据置期間経過後20年以内</p>

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 高等課程 専修学校の高等課程のうち、日本育英会法施行令(昭和59年政令第253号)第2条第1項の表備考第6号に規定する課程をいう。
 - 2 専門課程 専修学校の専門課程のうち、日本育英会法施行令第2条第1項の表備考第6号に規定する課程をいう。
 - 3 一般課程 専修学校の課程のうち、前2号に規定する課程を除いた課程をいう。
- 全部改正〔平成2年条例12号〕、一部改正〔平成4年条例27号・5年10号・6年11号・7

年 9 号 · 8 年 9 号 · 9 年 20 号 · 10 年 18 号 · 11 年 11 号 · 14 年 20 号]

改正	昭和52年10月1日規則第37号 昭和55年4月1日規則第25号 昭和63年3月31日規則第18号 平成3年3月30日規則第16号 平成5年3月31日規則第21号 平成7年3月31日規則第30号 平成9年3月12日規則第8号 平成11年3月31日規則第45号 平成15年10月1日規則第108号 平成26年9月30日規則第72号	昭和54年3月31日規則第17号 昭和60年3月28日規則第12号 平成2年3月31日規則第31号 平成4年3月12日規則第2号 〔題名改正〕 平成6年3月31日規則第27号 平成8年3月29日規則第30号 平成10年3月31日規則第44号 平成14年3月29日規則第41号 平成25年2月28日規則第3号 平成27年12月28日規則第125号
----	---	--

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区女性福祉資金貸付条例（昭和50年3月世田谷区条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成4年規則2号〕

(収入基準等)

第2条 条例第3条第1項第1号に規定するその収入が世田谷区規則で定める収入基準を超える者は、前年の所得（1月1日から5月31日までの間に申請のあった当該貸付金については、前々年の所得とする。）の額が3,580,000円を超える者とする。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第34条第2項及び第3項に定めるところによる。

全部改正〔昭和60年規則12号〕、一部改正〔昭和63年規則18号・平成2年31号・3年16号・4年2号・5年21号・6年27号・7年30号・8年30号・9年8号・10年44号・11年45号・15年108号・26年72号〕

(修学資金の貸付けの限度額)

第2条の2 条例別表に定める修学資金の学年別及び通学区分別の貸付けの限度額は、別表第1のとおりとする。

追加〔平成11年規則45号〕

(据置期間の延長)

第3条 条例第6条第2項の規定による据置期間の延長については、次の表に、定めるところによる。

貸付金の種類	被害の種類	被害の程度	延長期間
事業開始資金	住宅又は家財の被害	15,000円以上 30,000円未満	6月間
		30,000円以上	1年間
事業継続資金 住宅資金	住宅又は家財の被害	15,000円以上 30,000円未満	6月間
		30,000円以上 45,000円未満	1年間
		45,000円以上	1年6月間

一部改正〔昭和54年規則17号・平成2年31号〕

(貸付利率)

第3条の2 条例第7条第1項に規定する規則で定める割合は、年1.2パーセントとする。

追加〔平成11年規則45号〕

(貸付けの申請)

第4条 条例第8条の規定による貸付けの申請は、世田谷区女性福祉資金貸付申請書(第1号様式。以下「貸付申請書」という。)によるものとする。

2 貸付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住民票の謄本
- (3) 収入を明らかにする書類
- (4) 資金の種類に応じて別表第2に掲げる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 第3条に定める据置期間の延長を希望する者は、貸付申請書に次の各号に掲げる事項を証する書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 災害をうけた日時
- (2) 災害による被害の程度
- (3) 当該被害をうけた住宅に、被害をうけた当時居住していたこと。

一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号・11年45号〕

(保証人)

第5条 条例第8条に規定する保証人は、次の各号に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- (1) 引き続き6月以上、東京都の区域内に住所を有すること。
- (2) 独立の生計を営んでいること。
- (3) 条例第4条各号に掲げる資金(以下「資金」という。)について、他の者の保証人になっていないこと。

2 前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、区長が保証能力があると認めた者については、その者を保証人とすることができる。

3 資金の貸付決定を受けた者又は資金の貸付けを受けている者(以下「借受者」という。)は、保証人を変更する必要があるとき、又は保証人が死亡したときは、新たに保証人を立て、世田谷区女性福祉資金保証人変更届(第2号様式)を区長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和52年規則37号・54年17号・平成4年2号〕

(増額貸付等)

第6条 技能習得資金、生活資金又は修学資金(以下「月額資金」という。)の貸付けをうけた者は、その貸付金の額が条例別表に規定する限度額に満たない場合において、増額を必要とする理由が生じたときは、その限度額の範囲内において、貸付金の増額を申請することができる。当初決定された貸付期間を超えて貸付けを必要とする理由が生じたときも同様とする。

2 前項の規定により貸付金の増額又は貸付期間の延長の申請をしようとする者は、世田谷区女性福祉資金増額貸付等申請書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

全部改正〔昭和52年規則37号〕、一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号〕

(決定通知)

第7条 区長は、第4条及び前条の規定による申請があったときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、貸付けを適当と認めた者については、世田谷区女性福祉資金貸付(増額貸付等)決定通知書(第5号様式)により、貸付けをしないと決定した者については、世田谷区女性福祉資金貸付(増額貸付等)不承認通知書(第6号様式)により通知するものとする。

一部改正〔昭和52年規則37号・54年17号・平成4年2号〕

(交付請求書の提出)

第8条 事業開始資金、事業継続資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、療養資金、結婚資金又は就学支度資金(以下「一時資金」という。)について、前条の規定により貸付決定の通知を受けた者は、その通知をうけた日から20日以内に、世田谷区女性福祉資金交付(一括交付)請求書(第7号様式)に世田谷区女性福祉資金借用書(第8号様式)を添えて、区長に提出しなければならない。

2 月額資金について、前条の規定により貸付決定の通知を受けた者は、世田谷区女性福祉資金交付(一括交付)請求書に世田谷区女性福祉資金借用書(第9号様式)を添えて区長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により、資金の交付請求書を提出する場合は、世田谷区女性福祉資金貸付（増額貸付等）決定通知書を提示しなければならない。

一部改正〔昭和52年規則37号・54年17号・平成4年2号〕

（貸付決定の取消）

第9条 区長は、第7条の規定により貸付決定をうけた者が、次の各号の一に該当する場合は、当該資金の貸付決定を取り消すことができる。

（1）前条に規定する手続きをしないとき。

（2）故意に偽りの申請をし、又は事実を隠したとき。

2 区長は、前項の規定により貸付決定を取り消したときは、世田谷区女性福祉資金貸付決定取消通知書（第10号様式）により通知するものとする。

一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号〕

（貸付けの辞退及び減額）

第10条 借受者が、資金の貸付けを辞退し、又は貸付金の減額を希望するときは、世田谷区女性福祉資金辞退・減額申請書（第11号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による貸付けの辞退又は貸付金の減額を承認したときは、世田谷区女性福祉資金辞退・減額承認通知書（第12号様式）により通知するものとする。

3 区長は、前項の規定により、資金の貸付けの辞退について承認を受けた者が月額資金の借受者であるとき、又は貸付金の減額について承認を受けた者が一時資金の借受者であるときは、貸付金の償還方法を併せて決定し、世田谷区女性福祉資金償還方法決定通知書（第13号様式）により通知するものとする。

一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号〕

（技能習得資金又は修学資金の継続貸付）

第11条 条例第9条第2項の規定により、引き続き資金の貸付けを受けようとする者は、世田谷区女性福祉資金継続貸付申請書（第14号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、世田谷区女性福祉資金継続貸付承認（不承認）決定通知書（第15号様式）により通知するものとする。

一部改正〔昭和52年規則37号・54年17号・平成4年2号〕

（貸付金の交付の停止及び減額の通知）

第12条 区長は、条例第12条の規定により貸付金の交付の停止又はその額の減額を決定したときは、世田谷区女性福祉資金停止・減額決定通知書（第17号様式）により通知するものとする。

一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号〕

（貸付けの打ち切りの通知）

第13条 区長は、条例第13条の規定により貸付けの打ち切りを決定したときは、世田谷区女性福祉資金打ち切り決定通知書（第18号様式）により通知するものとする。

2 区長は、前項の決定をしたときは、貸付金の償還方法を併せて決定し、世田谷区女性福祉資金償還方法決定通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成4年規則2号〕

（届出事項等）

第14条 条例第15条第1号及び第2号の規定による届出は世田谷区女性福祉資金異動届（第19号様式）により、同条第3号の規定による届出は世田谷区女性福祉資金災害届（第20号様式）により行わなければならない。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ当該各号に掲げる書類を速やかに区長に提出しなければならない。

（1）婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をし、又は婚姻を解消したとき。 世田谷区女性福祉資金異動届

（2）月額資金の貸付けにより知識技能を習得している者又は修学している者が休学し、復学し、又は知識技能の習得をやめ、若しくは修学をやめたとき。 世田谷区女性福祉資金休学・復学・退学届（第21号様式）

（3）条例第13条第1項第3号又は第4号の規定に該当したとき。 世田谷区女性福祉資金異動届

（4）事業開始資金又は事業継続資金の貸付けを受けている場合において、事業を変更し、休止し、

又は廃止したとき。 世田谷区女性福祉資金事業変更・休止・廃止届（第22号様式）

（5） 月額資金の貸付けにより知識技能を習得している者又は修学している者が知識技能を習得する期間を満了し、又は修学を終了したとき。 世田谷区女性福祉資金卒業・修了届（第23号様式）

3 区長は、第12条の規定により貸付金の交付の停止又はその額の減額を決定した後、前項第2号の規定による復学の届出があったときは、貸付資格等について再調査のうえ世田谷区女性福祉資金貸付再開決定通知書（第24号様式）により通知するものとする。

4 区長は、第2項第5号の規定による届出があったときは、貸付金の償還方法を決定し、世田谷区女性福祉資金償還方法決定通知書により通知するものとする。

一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号・14年41号〕

（一時償還の命令）

第15条 区長は、条例第17条の規定により元利金の全部又は一部の一時償還を命ずることを決定したときは、世田谷区女性福祉資金一時償還命令書（第25号様式）により通知するものとする。

一部改正〔平成4年規則2号〕

（延滞利子の額の計算に係る割合）

第15条の2 条例第18条第1項に規定する延滞利子の額の計算に係る割合は、年3.75パーセントとする。

追加〔平成11年規則45号〕

（貸付金の償還猶予の申請及び承認等）

第16条 条例第19条第1項の規定による貸付金の償還猶予を受けようとする者は、世田谷区女性福祉資金償還猶予申請書（第26号様式）に、同項第1号の規定に該当するものにあつては、貸付金を償還することが困難であることを証する書類を、同項第2号に該当するものにあつては在学証明書又は知識技能を習得中であることを証する書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、貸付金の償還猶予の可否を決定し、世田谷区女性福祉資金償還猶予承認（不承認）通知書（第27号様式）により通知するものとする。

3 条例第19条第1項第1号の規定に該当する場合の貸付金の償還猶予の期間は1年以内とする。ただし、貸付金を償還することが困難である理由が継続している場合は、申請に基づきその期間を延長することができる。

一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号〕

（貸付金の償還免除の申請及び承認等）

第17条 条例第20条の規定による貸付金の償還免除を受けようとする者は、世田谷区女性福祉資金償還免除申請書（第28号様式）に貸付金を償還できないことを証する書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、貸付金の償還免除の可否を決定し、世田谷区女性福祉資金償還免除承認（不承認）通知書（第29号様式）により通知するものとする。

一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号〕

（報告書の提出等）

第18条 区長は、必要と認める場合は、借受者に対し、貸付金の用途について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

一部改正〔昭和54年規則17号〕

付 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和52年10月1日規則第37号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都世田谷区婦人福祉資金貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申し込む貸付けから適用し、同日前に申し込んだ貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（昭和54年3月31日規則第17号）

1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都世田谷区婦人福祉資金貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申し込む貸付けから適用し、同日前に申し込んだ貸付けについては、なお従前の例による。

よる。

- 3 この規則の施行の際、既に作成されている様式用の紙で、現に残存するものは、なお当分の間修正して使用することができる。

付 則（昭和55年4月1日規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都世田谷区婦人福祉資金貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申し込む貸付けから適用し、同日前に申し込んだ貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（昭和60年3月28日規則第12号）

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都世田谷区婦人福祉資金貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申し込む貸付けから適用し、同日前に申し込んだ貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（昭和63年3月31日規則第18号）

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都世田谷区婦人福祉資金貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの申込みをした者について適用し、同日前に貸付けの申込みをした者については、なお従前の例による。

付 則（平成2年3月31日規則第31号）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条第1項の規定は、平成2年4月1日以後に貸付けの申請をした者について適用し、同日前に貸付けの申請をした者については、なお従前の例による。

付 則（平成3年3月30日規則第16号）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区婦人福祉資金貸付条例施行規則の規定は、平成3年4月1日以後に貸付けの申請をした者について適用し、同日前に貸付けの申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月12日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（「前前年」を「前々年」に改める部分を除く。）は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区女性福祉資金貸付条例施行規則の規定は、平成4年4月1日以後に貸付けの申請をした者について適用し、同日前に貸付けの申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月31日規則第21号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区女性福祉資金貸付条例施行規則の規定は、平成5年4月1日以後に貸付けの申請をした者について適用し、同日前に貸付けの申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月31日規則第27号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区女性福祉資金貸付条例施行規則の規定は、平成6年4月1日以後に貸付けの申請をした者について適用し、同日前に貸付けの申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月31日規則第30号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区女性福祉資金貸付条例施行規則の規定は、平成7年4月1日以後に貸付けの申請をした者について適用し、同日前に貸付けの申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月29日規則第30号）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第2条第1項の規定は、平成8年4月1日以後に貸付けの申請をした者について適用し、同日前に貸付けの申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月12日規則第8号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区女性福祉資金貸付条例施行規則の規定は、平成9年4月1日以後に貸付けの申請をした者について適用し、同日前に貸付けの申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日規則第44号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区女性福祉資金貸付条例施行規則の規定は、平成10年4月1日以後に貸付けの申請をした者について適用し、同日前に貸付けの申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月31日規則第45号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区女性福祉資金貸付条例施行規則の規定は、平成11年4月1日以後に貸付けの申請をした者について適用し、同日前に貸付けの申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日規則第41号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月1日規則第108号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第3号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第72号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第125号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第2条の2関係）

区分			貸付けの限度額		
1 国立又は公立の高等学校	第1学年	自宅通学	月額 一般分	16,000円	
			月額 特別分（一般分限度額を超えて必要と認められる場合をいう。以下同じ。）	24,000円	
		自宅外通学	月額 一般分	21,000円	
			月額 特別分	31,500円	
		第2学年	自宅通学	月額 一般分	16,000円
				月額 特別分	24,000円
	自宅外通学	月額 一般分	21,000円		
		月額 特別分	31,500円		
	第3学年	自宅通学	月額 一般分	16,000円	
			月額 特別分	24,000円	
		自宅外通学	月額 一般分	21,000円	
			月額 特別分	31,500円	
2 私立の高等学校	第1学年	自宅通学	月額 一般分	28,000円	
			月額 特別分	42,000円	
	自宅外通学	月額 一般分	33,000円		
		月額 特別分	49,500円		

	第2学年	自宅通学	月額 一般分	28,000円	
			月額 特別分	42,000円	
		自宅外通学	月額 一般分	33,000円	
			月額 特別分	49,500円	
		第3学年	自宅通学	月額 一般分	28,000円
				月額 特別分	42,000円
	自宅外通学		月額 一般分	33,000円	
			月額 特別分	49,500円	
	3 国立又は公立 の高等専門学校	第1学年	自宅通学	月額 一般分	19,000円
				月額 特別分	28,500円
			自宅外通学	月額 一般分	20,500円
				月額 特別分	30,700円
第2学年		自宅通学	月額 一般分	19,000円	
			月額 特別分	28,500円	
		自宅外通学	月額 一般分	20,500円	
			月額 特別分	30,700円	
第3学年		自宅通学	月額 一般分	19,000円	
			月額 特別分	28,500円	
		自宅外通学	月額 一般分	20,500円	
			月額 特別分	30,700円	
第4学年	自宅通学	月額 一般分	38,000円		
		月額 特別分	57,000円		
	自宅外通学	月額 一般分	44,000円		
		月額 特別分	66,000円		
第5学年	自宅通学	月額 一般分	38,000円		
		月額 特別分	57,000円		
	自宅外通学	月額 一般分	44,000円		
		月額 特別分	66,000円		
4 私立の高等専 門学校	第1学年	自宅通学	月額 一般分	30,000円	
			月額 特別分	45,000円	
		自宅外通学	月額 一般分	33,000円	
			月額 特別分	49,500円	
	第2学年	自宅通学	月額 一般分	30,000円	
			月額 特別分	45,000円	
		自宅外通学	月額 一般分	33,000円	
			月額 特別分	49,500円	
	第3学年	自宅通学	月額 一般分	30,000円	
			月額 特別分	45,000円	
		自宅外通学	月額 一般分	33,000円	
			月額 特別分	49,500円	
	第4学年	自宅通学	月額 一般分	46,000円	
			月額 特別分	69,000円	
		自宅外通学	月額 一般分	56,000円	
			月額 特別分	84,000円	
	第5学年	自宅通学	月額 一般分	46,000円	
			月額 特別分	69,000円	
自宅外通学		月額 一般分	56,000円		

5 国立又は公立 の短期大学	第1学年	自宅通学	月額 特別分	84,000円
			月額 一般分	40,000円
		自宅外通学	月額 特別分	60,000円
			月額 一般分	46,000円
	第2学年	自宅通学	月額 特別分	69,000円
			月額 一般分	40,000円
		自宅外通学	月額 特別分	60,000円
			月額 一般分	46,000円
6 私立の短期大 学	第1学年	自宅通学	月額 特別分	72,000円
			月額 一般分	48,000円
		自宅外通学	月額 特別分	82,500円
			月額 一般分	55,000円
	第2学年	自宅通学	月額 特別分	72,000円
			月額 一般分	48,000円
		自宅外通学	月額 特別分	82,500円
			月額 一般分	55,000円
7 国立又は公立 の大学	第1学年	自宅通学	月額 特別分	60,000円
			月額 一般分	40,000円
		自宅外通学	月額 特別分	69,000円
			月額 一般分	46,000円
	第2学年	自宅通学	月額 特別分	60,000円
			月額 一般分	40,000円
		自宅外通学	月額 特別分	69,000円
			月額 一般分	46,000円
	第3学年	自宅通学	月額 特別分	60,000円
			月額 一般分	40,000円
		自宅外通学	月額 特別分	69,000円
			月額 一般分	46,000円
	第4学年	自宅通学	月額 特別分	60,000円
			月額 一般分	40,000円
		自宅外通学	月額 特別分	69,000円
			月額 一般分	46,000円
8 私立の大学	第1学年	自宅通学	月額 特別分	73,500円
			月額 一般分	49,000円
		自宅外通学	月額 特別分	88,500円
			月額 一般分	59,000円
	第2学年	自宅通学	月額 特別分	73,500円
			月額 一般分	49,000円
		自宅外通学	月額 特別分	88,500円
			月額 一般分	59,000円
	第3学年	自宅通学	月額 特別分	73,500円
			月額 一般分	49,000円
		自宅外通学	月額 特別分	88,500円
			月額 一般分	59,000円
	第4学年	自宅通学	月額 特別分	73,500円
			月額 一般分	49,000円

9 国立又は公立の専修学校の高等課程	第1学年	自宅外通学	月額 一般分	59,000円	
			月額 特別分	88,500円	
		自宅通学	月額 一般分	16,000円	
			月額 特別分	24,000円	
		自宅外通学	月額 一般分	21,000円	
			月額 特別分	31,500円	
	第2学年	自宅通学	月額 一般分	16,000円	
			月額 特別分	24,000円	
		自宅外通学	月額 一般分	21,000円	
			月額 特別分	31,500円	
	第3学年	自宅通学	月額 一般分	16,000円	
			月額 特別分	24,000円	
自宅外通学		月額 一般分	21,000円		
		月額 特別分	31,500円		
10 私立の専修学校の高等課程	第1学年	自宅通学	月額 一般分	28,000円	
			月額 特別分	42,000円	
		自宅外通学	月額 一般分	33,000円	
			月額 特別分	49,500円	
		第2学年	自宅通学	月額 一般分	28,000円
				月額 特別分	42,000円
	自宅外通学		月額 一般分	33,000円	
			月額 特別分	49,500円	
	第3学年	自宅通学	月額 一般分	28,000円	
			月額 特別分	42,000円	
		自宅外通学	月額 一般分	33,000円	
			月額 特別分	49,500円	
11 国立又は公立の専修学校の専門課程	第1学年	自宅通学	月額 一般分	40,000円	
			月額 特別分	60,000円	
		自宅外通学	月額 一般分	46,000円	
			月額 特別分	69,000円	
	第2学年	自宅通学	月額 一般分	40,000円	
			月額 特別分	60,000円	
自宅外通学	月額 一般分	46,000円			
	月額 特別分	69,000円			
12 私立の専修学校の専門課程	第1学年	自宅通学	月額 一般分	48,000円	
			月額 特別分	72,000円	
		自宅外通学	月額 一般分	55,000円	
			月額 特別分	82,500円	
	第2学年	自宅通学	月額 一般分	48,000円	
			月額 特別分	72,000円	
自宅外通学	月額 一般分	55,000円			
	月額 特別分	82,500円			
13 専修学校の一般課程	第1学年	月額 一般分	27,000円		
		月額 特別分	40,500円		
	第2学年	月額 一般分	27,000円		
		月額 特別分	40,500円		

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 高等課程 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第125条第2項に規定する課程をいう。
- 2 専門課程 法第125条第3項に規定する課程のうち、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第1条第1項の表備考第5号に規定する課程をいう。
- 3 一般課程 法第125条第3項に規定する課程（備考第2号に規定するものを除く。）及び同条第4項に規定する課程をいう。

追加〔平成11年規則45号〕、一部改正〔平成25年規則3号〕

別表第2（第4条関係）

資金の種類	添付書類
事業開始資金	1 事業計画書 2 事業資金見積書 3 官公署の許認可を要する事業については、これを証する書類の写し
事業継続資金	1 現事業を明らかにする書類 2 事業計画書 3 事業資金見積書 4 官公署の許認可を要する事業については、これを証する書類の写し
技能習得資金	1 知識技能を受けることを目的とする施設の長の発行する在籍証明書又は入学（入所）許可書の写し 2 条例第6条第1項の適用を受けようとする場合は、同項に規定する要件に該当することを証する書類の写し
就職支度資金	就職決定（見込）書の写し
住宅資金	1 住宅の建設、購入、増・改築（補修・保全）計画書 2 住宅の建設、購入、増・改築（補修・保全）見積書 3 当該家屋の所有関係を明らかにする書類 4 10平方メートル以上の増築の場合は、建築確認書の写し
転宅資金	住宅の賃貸借契約書又は使用承諾書
療養資金	1 医療を受ける期間及び本人負担分医療費概算額を記載した医師又は歯科医師の診断書 2 貸付申請以前において受けた医療について貸付けを受けようとする場合は、医療費の請求書
生活資金	1 技能習得資金とともに貸付けを受けようとする場合は、知識技能を受けることを目的とする施設の長の発行する在籍証明書又は入学（入所）許可書の写し 2 療養資金とともに貸付けを受けようとする場合は、医師又は歯科医師の発行する医療を受ける期間を証明する書類 3 失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金について貸付けを受けようとする場合は、公共職業安定所長が交付する受給資格者証又は失業者であることが確認できる書類
結婚資金	婚姻することを証明する書類
修学資金	1 在学する学校の校長の発行する在学証明書又は入学しようとする学校の校長の発行する入学許可書の写し 2 条例第6条第1項の適用を受けようとする場合は、同項に規定する要件に該当することを証する書類の写し 3 一般分限度額を超えて特別分限度額の範囲で貸付けを受けようとする場合は、特別分限度額の範囲で貸付けを必要とする理由を記載した書類及び特別分限度額の範囲で貸付けが必要であることを証明する書類
就学支度資金	入学通知書、合格証明書又は入学許可書の写し

一部改正〔昭和54年規則17号・平成6年27号・11年45号・14年41号〕

第1号様式

(第4条関係)

全部改正〔平成27年規則125号〕

第2号様式

(第5条関係)

全部改正〔昭和52年規則37号〕、一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号〕

第3号様式 削除

削除〔平成4年規則2号〕

第4号様式

(第6条関係)

全部改正〔平成2年規則31号〕、一部改正〔平成4年規則2号〕

第5号様式

(第7条関係)

全部改正〔平成2年規則31号〕、一部改正〔平成4年規則2号〕

第6号様式

(第7条関係)

全部改正〔昭和52年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則2号〕

第7号様式

(第8条関係)

全部改正〔昭和52年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則2号〕

第8号様式

(第8条関係)

一部改正〔昭和54年規則17号〕、一部改正〔平成4年規則2号・8年30号〕

第9号様式

(第8条関係)

一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号・8年30号〕

第10号様式

(第9条関係)

一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号・8年30号〕

第11号様式

(第10条関係)

一部改正〔平成4年規則2号・8年30号〕

第12号様式

(第10条関係)

一部改正〔平成4年規則2号・8年30号〕

第13号様式

(第10条関係)

一部改正〔平成4年規則2号・8年30号〕

第14号様式

(第11条関係)

一部改正〔平成4年規則2号・8年30号〕

第15号様式

(第11条関係)

全部改正〔昭和52年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則2号〕

第16号様式 削除

削除〔平成4年規則2号〕

第17号様式

(第12条関係)

一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号・8年30号〕

第18号様式

(第13条関係)

一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号・8年30号〕

第19号様式

(第14条関係)

全部改正〔平成2年規則31号〕、一部改正〔平成4年規則2号・14年41号〕

第20号様式

(第14条関係)

一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号・8年30号〕

第21号様式

(第14条関係)

一部改正〔平成4年規則2号・8年30号〕

第22号様式

(第14条関係)

一部改正〔昭和54年規則17号・平成4年2号・8年30号〕

第23号様式

(第14条関係)

一部改正〔平成4年規則2号・8年30号〕

第24号様式

(第14条関係)

一部改正〔平成4年規則2号・8年30号〕

第25号様式

(第15条関係)

一部改正〔平成4年規則2号・8年30号〕

第26号様式

(第16条関係)

一部改正〔平成4年規則2号・8年30号〕

第27号様式

(第16条関係)

一部改正〔平成4年規則2号・8年30号〕

第28号様式

(第17条関係)

全部改正〔平成27年規則125号〕

第29号様式

(第17条関係)

一部改正〔平成4年規則2号・8年30号〕